

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

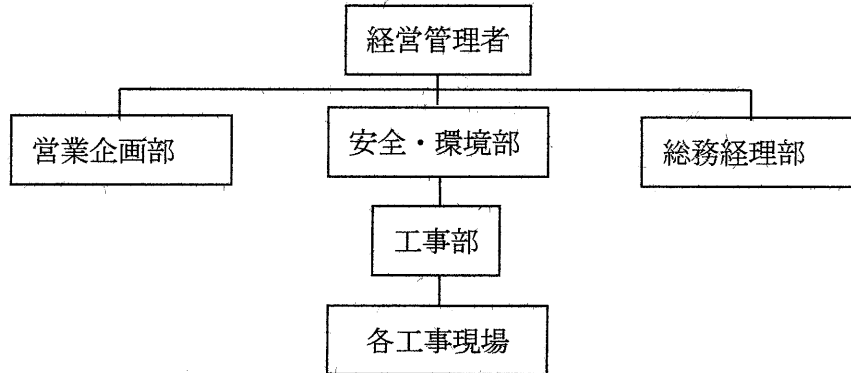
(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月30日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 千葉県市原市青柳北2丁目5番地21 氏 名 株式会社カンナ 代表取締役 漢那哲生 電話番号 0436-21-0808</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社カンナ
事業場の所在地	千葉県市原市青柳北2丁目5番地21 (千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県内事業所分)
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業                      中分類：職別工事業 小分類：とび・土工・コンクリート・解体工事業
②事業の規模	¥1,126,559,310-
③従業員数	48名(全社)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	排出量	— t	—	t
	(これまでに実施した取組) ・排出抑制目標に基づき、適宜評価を行い、不都合又は不具合な点があれば問題点として計上し、対策を行う。 ・廃棄物の排出数量を品目毎に監視し、目標数値と比較を続ける。 ・工事現場内にて発生抑制可能な廃棄物については、可能な限り再利用等を推進する。			
②計画	【目標】		別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	排出量	— t	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・排出抑制目標に基づき、適宜評価を行い、不都合又は不具合な点があれば問題点として計上し、対策を行う。 ・廃棄物の排出数量を品目毎に監視し、目標数値と比較を続ける。 ・工事現場内にて発生抑制可能な廃棄物については、可能な限り再利用等を推進する。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、木くずは分別を確実に行うとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 管理型混合廃棄物：前年の取組の他に、混合廃棄物排出量を抑制する為に、廃棄物の分別の徹底をより一層行う。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) ・当社にてがれき類の破碎による中間処理を行っている。			
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・がれき類中間処理施設を保有（千葉県市原市） ・処理施設での破碎、減量化に努める。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限りリサイクル率の高い処理業者を選定する。</li> <li>・分別の徹底により、再資源化できる廃棄物の利用促進を行う。</li> </ul>			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者から選定する。</li> <li>・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。</li> <li>・また、再生利用可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理を委託する。</li> <li>・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</li> <li>・施設見学、資料等を確認し適正な処理業者を選定する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 産業廃棄物処理計画書

- ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ①現状
- ・産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ①現状

単位 : t

産業廃棄物の種類	各処理項目 産業廃棄物 発生量の 目標	①産業廃棄物 発生量	②自己直接 再生利用量	③自己直接 埋立処分又は 海洋投入量	④自己中間 処理量	⑤ ④のうち 熱回収を行っ た量	⑥自己中間 処理残量	⑦自ら中間処 理により減量 した量	⑧自ら中間処 理後の再生 利用量	⑨自ら中間処 理後埋立処 分又は海洋 投入量	⑩直接委託し た処分量及び 自ら処理後の 委託処分量	⑪ ⑩のうち 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ ⑩のうち 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ ⑩のうち 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ ⑩のうち 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量	
																産業廃棄物 発生量の 目標
1	がれき類 (コンクリート塊、アスファルト塊)	12797.88	2218.70		2218.70				2218.70		0.00					
2	がれき類(ALC)	0.00	0.00								0.00					
3	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	881.81	120.50								120.50					
4	がれき類(石膏ボード)	84.55	18.50								18.50		18.50			
5	がれき類(石綿含有)	0.00	0.00								0.00					
6	廃プラスチック類	8.41	2.60								2.60		2.60			
7	木くず	189.53	18.30								18.30		18.30			
8	伐採材、伐根材	0.00	0.00								0.00					
9	繊維くず	9.41	0.20								0.20	0.20				
10	安定型混合廃棄物	0.00	0.00								0.00					
11	管理型混合廃棄物	301.82	195.30								195.30					
12	蛍光灯	0.71	0.10								0.10		0.10			
13	金属くず	0.00	0.00								0.00					
14	汚泥	31.45	198.00								198.00		198.00			
15	廃油	1.49	2.30								2.30		2.30			
	合 計	14307.04	2774.50	0.00	0.00	2218.70	0.00	0.00	0.00	2218.70	0.00	555.80	0.20	239.80	0.00	0.00

別紙② 産業廃棄物処理計画書

- 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ②計画
- 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ②計画

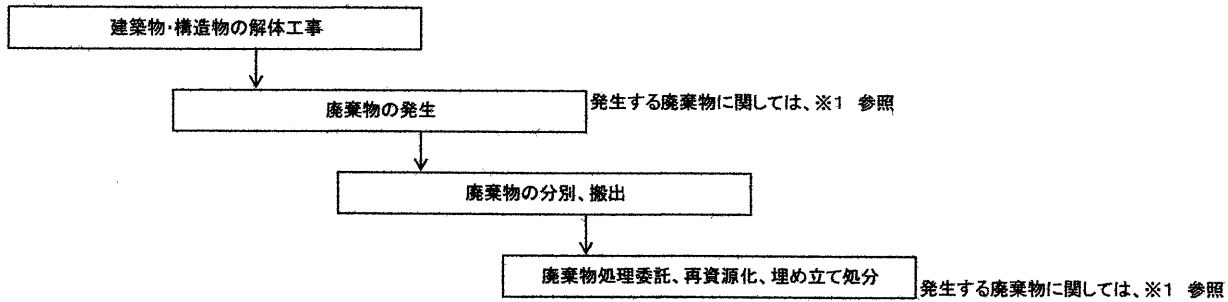
単位 : t

各処理項目 産業廃棄物の種類	前年度の 産業廃棄物 発生量	①産業廃棄 物発生量	②自己直接 再生利用量	③自己直接 埋立処分又 は海洋投入 量	④自己中間 処理量	⑤ ④のうち 熱回収を行っ た量	⑥自己中間 処理残さ量	⑦自ら中間処 理により減量 した量	⑧自ら中間処 理後の再生 利用量	⑨自ら中間処 理後埋立処 分又は海洋 投入量	⑩直接委託し た処分量及び 自ら処理後の 委託処分量	⑪ ⑩のうち 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ ⑩のうち 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ ⑩のうち 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ ⑩のうち 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
1 がれき類 (コンクリート塊、アスファルト塊)	2218.70	2107.77			1053.88				1053.88		1053.88	316.16	737.72		
2 がれき類(ALC)	0.00	0.00									0.00	0.00	0.00		
3 ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	120.50	114.48									114.48	22.90	91.58		
4 がれき類(石膏ボード)	18.50	17.58									17.58	3.52	14.06		
5 がれき類(石綿含有)	0.00	0.00									0.00	0.00	0.00		
6 廃プラスチック類	2.60	2.47									2.47	0.49	1.98		
7 木くず	18.30	17.39									17.39	3.48	13.91		
8 伐採材、伐根材	0.00	0.00									0.00	0.00	0.00		
9 繊維くず	0.20	0.19									0.19	0.04	0.15		
10 安定型混合廃棄物	0.00	0.00									0.00	0.00	0.00		
11 管理型混合廃棄物	195.30	185.54									185.54	37.11	148.43		
12 蛍光灯	0.10	0.10									0.10	0.02	0.08		
13 金属くず	0.00	0.00									0.00	0.00	0.00		
14 汚泥	198.00	188.10									188.10	37.62	150.48		
15 廃油	2.30	2.19									2.19	0.44	1.75		
合 計	2774.50	2635.78	0.00	0.00	1053.88	0.00	0.00	0.00	1053.88	0.00	1581.89	421.77	422.41	0.00	0.00



別紙 ④産業廃棄物の一連の処理の工程

○解体工事



※1

1	がれき類 (コンクリート塊、アスファルト塊)	→	破碎(委託又は自己中間処理)	→	再生砕石として再利用
2	がれき類(ALC)	→	破碎(委託)	→	最終処分場で埋立処分
3	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	→	分別・破碎(委託)	→	再生砕石、再生砂として再利用
4	がれき類(石膏ボード)	→	分別・破碎(委託)	→	石膏ボード原料として再利用
5	がれき類(石綿含有)	→	ビニールシートにて二重梱包	→	最終処分場で埋立処分
6	廃プラスチック類	→	破碎、圧縮、梱包(委託)	→	固形燃料(RPF)、セメント原料、燃料として再利用
7	木くず	→	破碎(委託)	→	チップ化、堆肥や燃料等として再利用
8	伐採材、伐根材	→	破碎(委託)	→	チップ化、堆肥や燃料等として再利用
9	繊維くず	→	破碎(委託)	→	チップ化、堆肥や燃料等として再利用
10	安定型混合廃棄物	→	分別・破碎(委託)	→	各品目の原材料として再利用→残さ物:埋立処分
11	管理型混合廃棄物	→	分別・破碎(委託)	→	各品目の原材料として再利用→残さ物:埋立処分
12	蛍光灯	→	分解、水銀除去、回収	→	リサイクル製品として再利用(水銀、蛍光粉、ミックスメタル等)
13	金属くず	→	破碎(委託)	→	製鉄原料として再利用
14	汚泥	→	天日乾燥、固形化(委託)	→	埋戻し土として再利用
15	廃油	→	分析、分別、遠心分離等	→	サーマルリサイクルとして熱回収等